

令和3事業年度

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	P.2
2. 法人の目的、業務内容	P.3
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	P.4
4. 第4期中期目標の概要	P.5
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	P.7
6. 中期計画及び年度計画	P.8
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	P.10
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	P.13
9. 業務実績（業績の適正な評価の前提情報）	P.14
10. 業務の成果と使用した資源との対比	P.16
11. 予算と決算との対比	P.17
12. 財務諸表	P.18
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	P.21
14. 内部統制の運用に関する情報	P.23
15. 法人の基本情報	P.24
16. 参考情報	P.28

注：本文及び表中の金額につきましては、単位未満を四捨五入しているため、合計などの数値が一致しない場合があります。

1. 法人の長によるメッセージ

令和3年度は、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことに加え、大雨・豪雨・積雪・地震災害等による被害、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰などがあり国民生活に大きな影響がありました。

厳しい社会経済情勢は、農林漁業経営にも大きな悪影響を及ぼしました。農林水産物の需要減少や価格低下が続いたことに加え、農業分野では、家畜の飼料代等の高騰による収支の悪化、林業・木材産業分野では、ウッドショックによる国産丸太価格上昇による仕入れ価格の高騰、漁業分野でも多くの魚種の不漁や海底火山の噴火に伴う軽石の影響や燃油価格高騰の影響もあり、農林漁業経営全体が厳しい状況となりました。

私ども独立行政法人農林漁業信用基金は、農林漁業者の債務の保証保険を通じてその信用力を補完し、経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。また、災害発生時や収入減少時に、農業・漁業を営む者への共済金等が円滑に支払われるよう、共済団体への貸付けを行っています。

農林漁業経営が厳しい中、上記使命を安定的継続的に果たせるよう、令和3年度は、農林漁業を取り巻く厳しい生産環境や、大規模化等の生産構造の変化に応じて、農林漁業の健全な維持発展のために必要な資金が円滑に融通されるよう、保証保険事業を適切に実施してまいりました。

また、共済団体の資金ニーズについても、漁業共済団体への貸付枠を拡大するなどして共済団体の再共済金等の支払いに支障が生じないよう、機動的に対応してまいりました。

令和4年度も農林漁業をめぐる状況は厳しさが続くことが見込まれますが、当基金としては、農林漁業経営の環境や社会経済情勢の変化、政府の取組方針に即応し、農林漁業経営者の皆様に寄り添った適切な業務運営を行い、当基金の使命を果たしていくべく、役職員一丸となって、精励してまいり所存です。

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、また、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）第 3 条）。

(2) 業務内容

- ① 農業信用保険業務…………… 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ② 林業信用保証業務…………… 林業者等が融資機関から経営の改善に資する資金等を借り入れる際の債務を保証すること、株式会社日本政策金融公庫等に対し森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること、林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対しこれに必要な資金を貸し付けること及び林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うこと。
- ③ 漁業信用保険業務…………… 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ④ 農業保険関係業務…………… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- ⑤ 漁業災害補償関係業務…………… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

農林水産業は、国民への食料の安定的な確保や多面的機能の発揮に重要な役割を果たしており、その持続的な発展を図ることは、国の重要な政策の1つとなっています。農林水産業の持続的な発展のためには、農林漁業者に対し、その経営に必要な資金が円滑に融通されることが重要ですが、自然条件に左右される等の農林漁業の特性から、農林漁業者は信用力が低く、資金の借入れが難しい場合があります。

そのため、信用基金は、基金法及び中期目標・中期計画に基づき、農林漁業者の信用保証保険制度を運営する組織として、農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の業務、林業者等の融資機関からの借入に係る債務保証の業務等を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資するという役割を果たしています。

また、農業・漁業経営のセーフティネットとして、農漁業者が災害等によって受ける損失を補てんする農業保険制度や漁業災害補償制度があり、信用基金は、保険金等の支払のための共済団体等における資金繰りに必要な資金の円滑な供給を行うことを通じて農業保険制度や漁業災害補償制度の運営に貢献しています。

こうしたことを踏まえ、信用基金は、国の政策実施機関として業務の質の向上及び業務運営の効率性を図りつつ取り組んでおります。

4. 第4期中期目標（平成30年4月1日～令和5年3月31日）の概要

（1） 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

- ・ 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組
融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、保証・保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施します。
- ・ 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定
農林漁業の特性を踏まえつつ、適切な保険料率・保証料率・貸付金利を設定します。
- ・ 保険事故率・代位弁済率の低減に向けた取組
基金協会や融資機関との連携強化等を通じて、保険事故率・代位弁済率を抑制します。
- ・ 求償権の管理・回収の取組
回収向上に向けた取組を着実にを行います。
- ・ 利用者ニーズの反映等
利用者の意見募集や関係機関との意見交換を通じて、利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させます。
- ・ 事務処理の適正化及び迅速化
標準処理期間を設ける等、適正かつ迅速に事務処理を行います。

（2） 業務運営の効率化

- ・ 事業の効率化
事業費（保険金、代位弁済費等）について、平成29年度比で5%以上削減します。
- ・ 経費支出の抑制
一般管理費（人件費等を除く）について、平成29年度比で20%以上抑制します。
- ・ その他
調達方式の適正化、電子化の推進を図ります。

（3） 財務内容の改善

- ・ 財務運営の適正化
長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指します。

(4) その他業務運営に関する事項

・ 職員の人事

人員及び人件費の効率化を図るとともに、人事評価、人材の確保・養成を適切に実施します。

・ ガバナンスの高度化

運営委員会を開催して、委員から示された意見等を業務運営に的確に反映させます。また、役員会や内部統制委員会を開催するなど、内部統制機能を強化します。

・ 情報セキュリティ対策

個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/corp/dokuhou/attach/pdf/index-36.pdf>

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 理念

信用基金は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化等農林水産政策の一環として、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。

(2) 運営上の方針等

① 基本的使命と社会的責任の自覚

信用基金の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図ります。

② 質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスを提供し、農林漁業経営に必要な資金の融通の円滑化に貢献し、農林漁業の発展に資するよう努めます。

③ 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

④ 積極的なディスクロージャーとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、利用者、関係機関等とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。

6. 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しており、以下のとおりです。

- ・中期計画 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.html
- ・年度計画 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html

第4期中期計画	令和3年度年度計画
<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保証料率の設定</p> <p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保証料率の設定</p> <p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の</p>

<p>反映</p> <p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>3 調達方式の適正化</p> <p>(1) 調達等合理化計画</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 人員</p> <p>(2) 人件費の効率化</p> <p>(3) 人事評価</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p>	<p>反映</p> <p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>3 調達方式の適正化</p> <p>(1) 調達等合理化計画</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 人員</p> <p>(2) 人件費の効率化</p> <p>(3) 人事評価</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

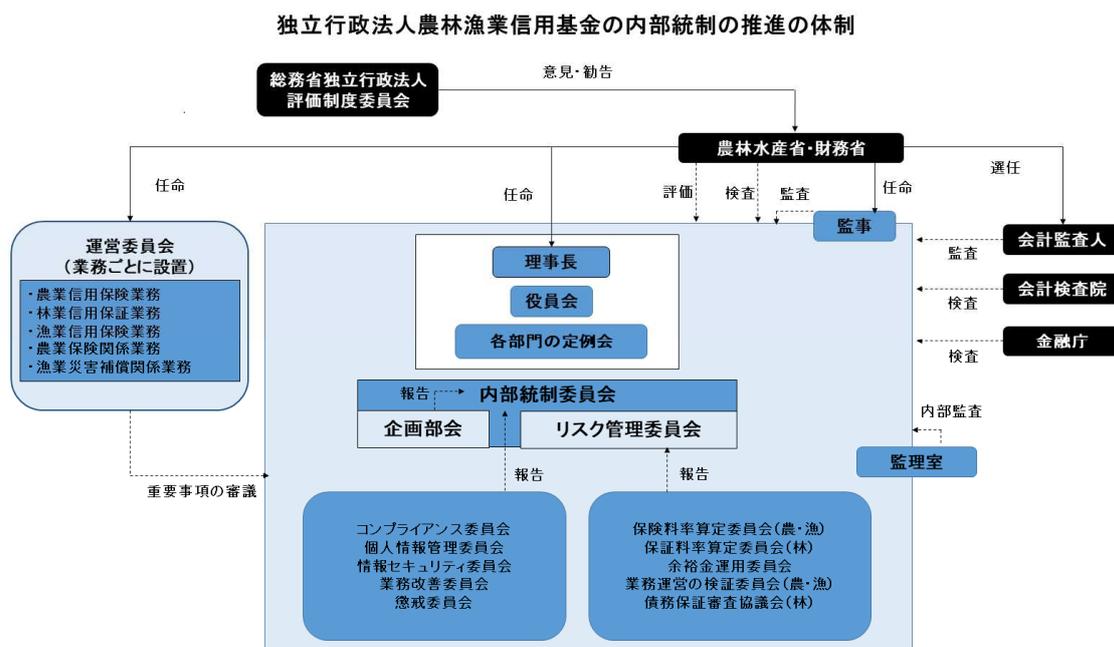
(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣です。ただし、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣が主務大臣です。

② ガバナンスの体制図

ガバナンスの体制は下図のとおりです。内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人（有限責任あずさ監査法人）の監査のほか、運営委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しています。



内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を参照してください。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou02.html

(2) 役員等の状況

① 役員等の状況（令和4年3月31日現在）

役員等の状況につきましては、下記のURLをご覧ください。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou01.html

② 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和3年度末において107人（前期比1人減）であり、平均年齢は44歳（前期末43歳）となっています。このうち、国からの出向者は15人、民間からの出向者は2人、令和4年3月31日退職者は5人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

実績は、ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額（令和3年度）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	143,888	－	3,863	140,025
地方公共団体出資金	5,213	－	－	5,213
民間出資金	29,119	13	37	29,095
資本金合計	178,221	13	3,900	174,333

漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについて、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金3,863百万円について、令和3年9月7日に国庫に納付しました。

政府出資金の当期減少額3,863百万円は、上記によるものです。

民間出資金の当期増加額13百万円については、林業者等が融資機関から必要な資金を借り入れる際に、林業信用保証制度による債務の保証を受けるために出資したものです。民間出資金の当期減少額37百万円については、林業者等からの請求により払い戻したものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和3年度は、目的積立金の申請を行っていません。

前中期目標期間繰越積立金については、業務の財源等に充当するために、農業保険関係業務で3百万円を取り崩しています。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

令和3年度の法人単位の収入決算額は113,178百万円であり、国からの財政措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率
収入		
受入事業交付金	1,498	1.3%
民間出資金	13	0.0%
事業収入	53,961	47.7%
(うち自己収入)	(6,219)	(5.5%)
運用収入	553	0.5%
借入金	57,130	50.5%
その他の収入	22	0.0%
合計	113,178	100.0%

② 自己収入に関する説明

信用基金の自己収入は、事業収入 53,961 百万円のうちの 6,219 百万円と運用収入 553 百万円となっています。

この自己収入 6,219 百万円の内訳は、保険料収入 3,140 百万円、保証料収入 257 百万円、回収金収入 2,659 百万円、求償権回収収入 134 百万円、違約金収入 7 百万円、償却求償権回収収入 12 百万円及び貸付金利息収入 9 百万円となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

信用基金は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、毎年度環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、同条第3項の規定に基づき公表し、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

信用基金は、保険引受リスク、保証リスク等、業務に内在する各種のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとにリスク量を計量し、自己資本等による充足率を点検するなど、統合的にリスク管理を行い、専門的な知見を有する外部有識者を含むリスク管理委員会において審議等を行っています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和3年度は、全ての事業区分におけるリスク量が自己資本の範囲内に収まっています。

9. 業務実績（業績の適正な評価の前提情報）

（1）農業信用保険業務

信用基金は、農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の資金調達を円滑にしています。債務保証を受けている農業者等が借入金を返済できなくなった場合は、農業信用基金協会が融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割を保険金として支払います。

令和3年度の保険引受額は、前年度比96.7%の380,235百万円となりました。また、保険金支払額は、前年度比96.6%の1,934百万円となりました。

（2）林業信用保証業務

林業・木材産業の事業者が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際に、信用基金が、借入債務を保証することによって林業・木材産業の事業者の信用力を補完し、借入れを容易にしています。債務保証を受けている林業・木材産業の事業者が借入金を返済できなくなった場合は、信用基金が融資機関に弁済（代位弁済）します。代位弁済を受けた方には、実情に応じながら、信用基金に代位弁済額を返済していただきます。

令和3年度の保証引受額は、前年度比70.9%の20,799百万円となりました。また、代位弁済額は、前年度比27.7%の116百万円となりました。

（3）漁業信用保険業務

信用基金は、漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の資金調達を円滑にしています。債務保証を受けている中小漁業者等が借入金を返済できなくなった場合は、漁業信用基金協会が融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その漁業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割又は8割を保険金として支払います。

令和3年度の保険引受額は、前年度比74.3%の69,164百万円となりました。また、保険金支払額は、前年度比98.1%の679百万円となりました。

(4) 農業保険関係業務

信用基金は、被災又は農業収入が減少した農業者に対する共済金等の早期かつ円滑な供給を図るため、共済団体等に対し、共済金等の支払等財源の貸付けを行います。

令和3年度は、貸付けを行いませんでした。

(5) 漁業災害補償関係業務

信用基金は、被災した中小漁業者に対する共済金の支払や漁業共済組合に対する再共済金の支払に際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行います。

令和3年度は、前年度比182.6%の18,825百万円となりました。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

自己評価につきましては、業務実績等報告書等をご覧ください。

- ・業務実績等報告書

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou05.html

- ・自己評価と使用した資源との対比

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou02.html

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価(※)	B	B	B	—	—
理由	項目別評価は39項目のうち、Aが6項目、Bが29項目、評価の対象外が4項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。				

※ 評価の説明

- S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

詳細につきましては、決算報告書を参照してください。

・決算報告書

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
受入事業交付金	1,278	1,498	* 1
民間出資金	80	13	* 2
事業収入	155,669	53,961	* 3
運用収入	551	553	
借入金	90,604	57,130	* 3
その他の収入	1	22	* 4
合 計	248,183	113,178	
支出			
払戻出資金	3,963	3,900	
事業費	240,098	102,941	* 3
一般管理費	2,306	1,879	
直接業務費	428	255	* 5
管理業務費	543	438	* 6
人件費	1,335	1,186	* 7
合 計	246,367	108,720	

予算額と決算額の差額の説明

- * 1：国からの交付金が見込みを上回ったことによる増
- * 2：民間からの出資受入れが見込みを下回ったことによる減
- * 3：災害の発生が見込みを下回ったこと等により貸付けが計画を下回ったことによる減
- * 4：コープビル管理料の返還等による増
- * 5：保険計算事務費が見込みを下回ったこと等による減
- * 6：事務諸費が見込みを下回ったこと等による減
- * 7：役職員給与が見込みを下回ったこと等による減

12. 財務諸表

詳細につきましては、財務諸表を参照してください。

・財務諸表

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	144,683	流動負債	32,296
現金及び預金（*1）	61,817	引当金	1,020
有価証券	33,700	政府事業交付金	16,526
短期貸付金	48,122	その他	14,750
その他	1,044	固定負債	6,704
固定資産	125,352	引当金	1,078
有形固定資産	753	責任準備金	5,492
投資有価証券	73,399	その他	134
長期貸付金	26,214	保証債務	31,347
寄託金	24,542	負債合計	70,347
その他	443	純資産の部（*2）	
保証債務見返	31,347	資本金	174,333
		資本剰余金	11,831
		利益剰余金	44,870
		純資産合計	231,034
資産合計	301,381	負債純資産合計	301,381

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	5,385
経常費用（*3）	5,385
臨時損失（*4）	0
行政コスト合計	5,385

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	5,385
事業費	3,624
保険事業費	3,596
保証事業費	28
経営改善発達支援事業費	0
一般管理費	1,753
人件費	1,158
減価償却費	102
その他	494
財務費用	9
経常収益	8,486
事業収入	7,930
保険事業収入	7,073
保証事業収入	735
貸付事業収入	122
財務収益等	556
臨時損失 (* 4)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5)	3
当期総利益 (* 6)	3,104

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	178,221	11,822	41,770	231,812
当期変動額	△ 3,888	9	3,101	△ 778
当期総利益 (* 6)			3,104	
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5)			△ 3	
当期末残高 (* 2)	174,333	11,831	44,870	231,034

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 368
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,459
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,871
資金減少額	△ 3,956
資金期首残高	49,073
資金期末残高 (* 7)	45,117

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高 (* 7)	45,117
定期預金	16,700
現金及び預金 (* 1)	61,817

※ 科目の後ろに付されている(* 1)~(* 7)は、各財務諸表間に対応する科目を示すものです。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和3年度末の資産残高は、短期貸付金 7,414 百万円増などにより、前年度末に比べ 783 百万円増の 301,381 百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金 61,817 百万円、有価証券 107,099 百万円、貸付金 74,335 百万円、寄託金 24,542 百万円などとなっています。また、負債残高は、漁業災害補償関係業務における短期借入金 8,750 百万円増などにより、前年度末に比べ 1,561 百万円増の 70,347 百万円となりました。その主な内訳は、政府事業交付金 16,526 百万円、責任準備金 5,492 百万円、保証債務 31,347 百万円などとなっています。

純資産残高は、漁業信用保険業務における不要財産に係る国庫納付 3,863 百万円の計上などにより、前年度末に比べ 778 百万円減の 231,034 百万円となりました。その主な内訳は、資本金 174,333 百万円（政府出資金 140,025 百万円、地方公共団体出資金 5,213 百万円、民間出資金 29,095 百万円）などとなっています。

(2) 行政コスト計算書

令和3年度の行政コストは 5,385 百万円となりました。

(3) 損益計算書

経常費用は、責任準備金について前年度の大幅な繰入れから今年度は戻入れに転じたことなどにより、前年度に比べ 5,085 百万円減の 5,385 百万円となりました。また、経常収益は、責任準備金戻入れ 432 百万円増などにより、前年度に比べ 782 百万円増の 8,486 百万円となりました。この結果、当期総利益は、前年度に比べ 2,204 百万円増の 3,104 百万円となりました。

(4) 純資産変動計算書

純資産の当期変動は、不要財産に係る国庫納付等による資本金 3,888 百万円減、資本剰余金 9 百万円増及び利益剰余金 3,101 百万円増（当期総利益 3,104 百万円から前中期目標期間繰越積立金取崩額 3 百万円を差引いた額）であり、この結果、令和3年度末の純資産残高は 231,034 百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、368 百万円の資金減少となりました。主な要因は、貸付金の収支差 4,841 百万円（貸付けによる支出 50,424 百万円、貸付金回収による収入 45,583 百万円）などです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、8,459 百万円の資金減少となりました。主な要因は、定期預金の預入れ及び有価証券の取得による支出 57,600 百万円などです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、4,871 百万円の資金増加となりました。主な要因は短期借入れの収支差 8,750 百万円（借入れによる収入 57,130 百万円、返済による支出 48,380 百万円）などです。

これらによって、3,956 百万円の資金減少となり、期末残高は 45,117 百万円となりました。

14. 内部統制の運用に関する情報

(1) 役員会

理事長の業務運営に関する意思決定を補佐するため、定期的に役員会を開催しています。令和3年度においては、役員会を12回開催しました。

(2) 内部統制委員会

理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、コンプライアンス委員会等の各種委員会における取組状況のほか、業務運営全体をモニタリングするなど、内部統制を推進しています。令和3年度においては、内部統制委員会を5回開催しました。なお、令和3年9月、内部統制委員会に、より効率的・効果的な業務運営を検討する場として、企画部会を設置し、3回開催しました。

(3) コンプライアンスの推進、反社会的勢力の排除

コンプライアンス基本方針を定めるとともに、毎年度、コンプライアンス委員会においてプログラムを策定し、全役職員を対象とした研修を実施しています。また、反社会的勢力との一切の関係を排除するため、反社会的勢力に対する基本方針を定め、対応マニュアルを整備するとともに、関係機関と連携して適切に対応しています。令和3年度においては、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

(4) リスク管理

業務に内在する保険引受リスクや保証リスク等のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとに信用基金の自己資本等と比較・対照し、統合的にリスク管理を行うとともに、専門的な知見を有する外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催しています。令和3年度においては、リスク管理委員会を1回開催しました。

(5) 監査

各部署から独立した内部監査担当部署（監理室）による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにしています。令和3年度においては、内部監査が5回行われたほか、令和3年11月、令和4年2月～3月に会計監査人監査（期中往査）が実施されました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- 昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立
- 平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継
- 平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

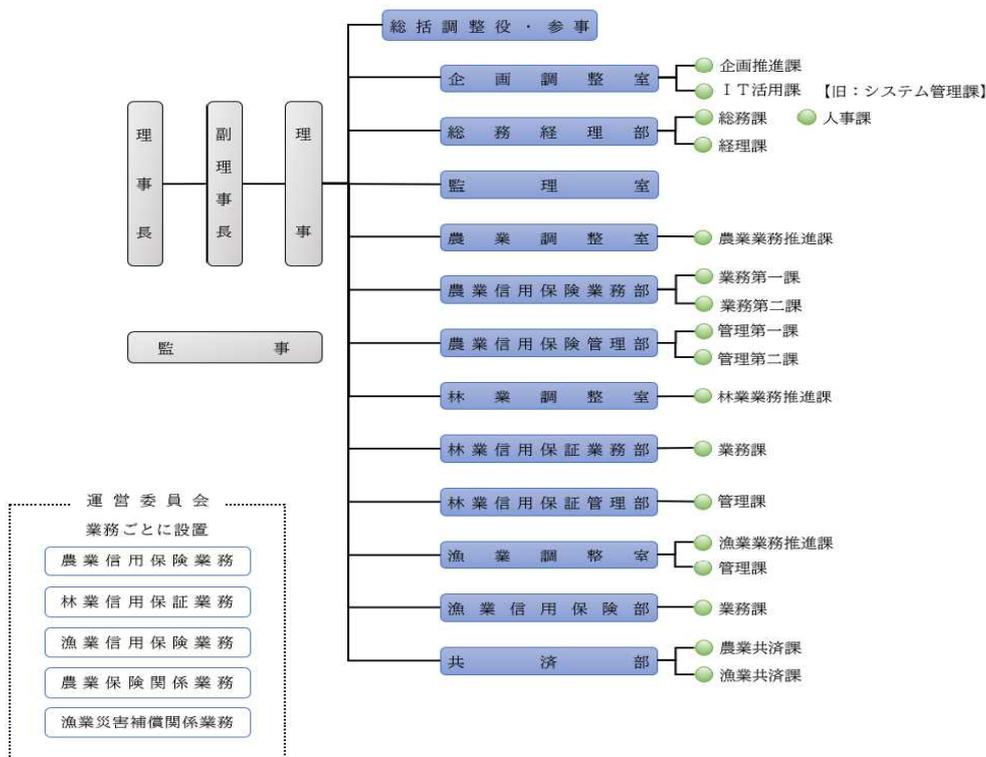
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

(3) 主務大臣

農林水産大臣及び財務大臣

(4) 組織図



(5) 事務所の所在地

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	291,660	293,548	296,686	300,598	301,381
負債	59,743	57,181	56,769	68,786	70,347
純資産	231,918	236,367	239,916	231,812	231,034
行政サービス実施コスト	△ 3,993	△ 4,032	-	-	-
行政コスト(※)	-	-	6,499	10,477	5,385
経常費用	5,918	5,927	6,498	10,470	5,385
経常収益	11,108	11,086	10,005	7,704	8,486
当期総利益	5,164	5,571	3,999	900	3,104

※ 令和元年度より、平成30年9月3日改訂の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に基づき、従来の「行政サービス実施コスト」に代えて、自己収入等を控除しない「行政コスト」を掲載しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

詳細につきましては、令和4年度年度計画を参照してください。

・年度計画

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html

① 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
受入事業交付金	921
民間出資金	80
事業収入	182,869
運用収入	464
借入金	102,099
その他の収入	4
合 計	286,437

支出	
民間出資金	100
事業費	281,335
一般管理費	2,107
直接業務費	346
管理業務費	433
人件費	1,328
合 計	283,543

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
収益	
経常収益	7,860
政府事業交付金収入	875
事業収入	6,525
財務収益	456
雑益	4
当期総損失	1,591
合 計	9,451
費用	
経常費用	9,451
事業費	6,636
一般管理費	2,112
直接業務費	346
管理業務費	416
人件費	1,349
減価償却費	87
財務費用	57
引当金等繰入	559
合 計	9,451

③ 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
業務活動による収入	184,263
投資活動による収入	7
財務活動による収入	102,179
前年度からの繰越金	160,534
合 計	446,982
支出	
業務活動による支出	161,892
投資活動による支出	17
財務活動による支出	121,643
翌年度への繰越金	163,430
合 計	446,982

16. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	：現金、普通預金、定期預金
有価証券	：残存期間1年以内の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債、譲渡性預金
短期貸付金	：残存期間1年以内の貸付金
その他（流動資産）	：未収金、未収収益、前払費用などが該当
有形固定資産	：土地、建物、工具など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
投資有価証券	：残存期間1年超の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債
長期貸付金	：残存期間1年超の貸付金
寄託金	：株式会社日本政策金融公庫に寄託している森林整備活性化資金の貸付原資
その他（固定資産）	：有形固定資産、投資有価証券、長期貸付金、寄託金以外の長期資産で、求償権、無形固定資産などが該当
保証債務見返	：負債の部に計上される保証債務の対照勘定
引当金（流動負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、保証債務損失引当金などが該当
政府事業交付金	：業務を実施するために国から交付された政府事業交付金のうち、次年度以降に支出する交付金の額
その他（流動負債）	：保険金支払義務があると認められる額を計上する支払備金などが該当
引当金（固定負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金などが該当
責任準備金	：翌年度以降の保険金支払いに充てるなど保険契約上の責任遂行に備えるために積み立てた額
その他（固定負債）	：長期前受収益などが該当
保証債務	：林業信用保証業務に係る保証残高
資本金	：国、地方公共団体及び民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	：国から交付された交付金及び民間からの出えん金等が該当し、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

- 利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額
- ② 行政コスト計算書
- 損益計算書上の費用 : 損益計算書における経常費用、臨時損失
- 行政コスト : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
- ③ 損益計算書
- 事業費 : 独立行政法人の業務に要した費用(保険事業費及び保証事業費などが該当)
- 一般管理費 : 独立行政法人の管理に要した費用(人件費、物件費、減価償却費などが該当)
- 財務費用 : 利息の支払に要した経費
- 事業収入 : 独立行政法人の業務収入(保険事業収入、保証事業収入及び貸付事業収入などが該当)
- 財務収益等 : 預金利息収入、有価証券利息収入などが該当
- 臨時損失 : 固定資産除却損などが該当
- 前中期目標期間繰越積立金取崩額 : 業務の財源に充当するための前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当
- 当期総利益 : 独立行政法人通則法第44条の規定による利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
- ④ 純資産変動計算書
- 当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
- ⑤ キャッシュ・フロー計算書
- 業務活動による
キャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、保険料、保証料などの収入、保険金、代位弁済費などの支出、貸付けに係る収入・支出、人件費支出、政府事業交付金収入などが該当
- 投資活動による
キャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却などによる収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出、出資金の受入れによる収入及び払戻しによる支出などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

当基金のホームページでは、制度のご案内や基金からのお知らせ等の情報を発信しています。

農林漁業信用基金のホームページ

<https://www.jaffic.go.jp/index.html>

○ パンフレット



○ 広報誌

